

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社アポケアとやま

株式会社アポケアとやま（以下、「法人」という。）は、法人が運営するすべての事業所及び施設（以下、「事業所等」という。）において、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を禁止し、本人の尊厳を侵害することなく適切かつ安全で質の高いサービスを提供することを目的として、本指針を定める。

1. 基本的な考え方

身体拘束等は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（1）身体拘束等の原則禁止

身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として禁止する。

（2）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

（3）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束等適正化委員会において検討する。

- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

2. 身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

① 設置目的

法人において身体拘束等の適正化を目指すための取組み等の確認・改善を検討するため、「身体拘束等適正化委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

なお委員会は、事業所等を横断的に網羅するとともに虐待防止委員会と一体的に設置、運営する。

② 委員会の構成

委員会は管理者会議メンバーを委員とする。ただし、必要に応じて他の職員も出席することができる。

③ 委員会の開催

委員会は、年間計画に基づき3ヶ月に1回以上、定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

④ 委員会の検討事項は次のとおりとする

- イ) 身体拘束等の適正化のための指針の整備、見直し
- ロ) 身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善
- ハ) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ニ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ホ) 身体拘束等廃止・適正化のための職員研修

⑤ 委員会での検討内容及び結果等については議事録その他の資料を作成するとともに、その内容について全ての職員に周知徹底を図る。

⑥ 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行い、委員会を開催する。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

① 委員会等での検討

緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合、委員会を中心として各関係部署の代表により、切迫性、非代替性、一時性の3要件のすべてに該当するかについて検討・確認をする。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合には、身体拘束等が必要な理由、方法、場所、時間帯、期間等について検討し、「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式1）を作成する。

② 利用者本人や家族への説明

「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式 1）により、身体拘束等が必要な理由、方法、場所、時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

③ 記録と再検討

身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録する。また、身体拘束等の早期解除に向けて、身体拘束等の必要性や方法を逐次検討する。

④ 身体拘束等解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除する。その場合には、利用者本人及び家族に報告する。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修

事業所等の職員における身体拘束等の適正化への意識を高めるとともに、適正化に向けた基礎的な内容や適切な知識の普及・啓発を目的として職員研修を行う。

- (1) 年間研修計画に基づく定期的な研修（年 1 回以上開催）の実施
- (2) 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

4. 本指針の閲覧及び周知

本指針は、求めに応じていつでも閲覧ができるようにしておくとともに、法人ホームページ上で公表する。

<附則>

本指針は、令和 3 年 5 月 1 2 日より適用する。

本指針は、令和 6 年 6 月 1 日より適用する。

制定日：令和 3 年 5 月 1 2 日

株式会社アポケアとやま

代表取締役 藤井 明美